

(平成26年6月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年11月から54年3月まで  
② 昭和58年1月から同年3月まで

申立期間①については、昭和54年7月頃、私が勤務していたA市に在った事業所にB市から国民年金保険料の未納が有るとの連絡があった。その時、手元に納付書が無かったため、B市の担当者宛てに保険料を普通郵便で送付した。

申立期間②については、C市から保険料の未納のお知らせが同市の自宅に届いたため、私の母が同市の窓口で一括して納付してくれた。ほかに未納期間が無いか確認したところ、同市の担当者は、「有りません。」と回答したと聞いている。

申立期間①及び②について、保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているその母親は、保険料を完納している。

また、申立人の当該期間前後の期間の保険料はいずれも納付済みとされている。

これらの事情を踏まえると、当該期間についても保険料を納付していたものとするのが自然である。

2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により確認できる申立人の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格

取得日の記録により、昭和 57 年 12 月に払い出されていることが推認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は105万円、申立期間②は93万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日  
② 平成15年12月26日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の平成15年の所得額及び社会保険料控除額は、申立人の同年におけるオンライン記録により算出した所得額及び社会保険料控除額よりも高額であることが、B税務署が提出した申立人に係る平成15年分給与所得の源泉徴収票から確認できる。

また、A社の当時の事業主は、申立人に対し、申立期間①においては標準賞与額105万円に、申立期間②においては標準賞与額93万8,000円に見合う額の賞与を支払い、厚生年金保険料を当該賞与から控除した旨を回答している。

さらに、当時の事業主が提出した資料には、申立人を含む複数の同僚の申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額を見ると、複数の同僚が所持する賞与明細書と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は105万円、申立期間②は93万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与は、C金融機関が提出した申立人に係る「預金取引明細照会」から、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、厚生年金保険料等を控除後の金額が振り込まれていることが確認でき、この点について、当時の事業主が15年の冬季賞与の支給日は同年12月26日であると回答していることから、申立期間②に係る賞与は同日に支給されるものであったと判断できる。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は38万円、申立期間②は33万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日  
② 平成15年12月26日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いが、賞与明細書により申立期間に賞与が支給されたことが確認できるので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成15年夏季賞与明細書及び同年冬季賞与明細書並びにA社の当時の事業主の回答から、申立人は申立期間①においては標準賞与額38万円、申立期間②においては標準賞与額33万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与は、B金融機関が提出した申立人に係る「預金取引明細照会」から、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、厚生年金保険料等を控除後の金額が振り込まれていることが確認でき、この点について、当時の事業主が15年の冬季賞与の支給日は同年12月26日であると回答していることから、申立期間②に係る賞与は同日に支給されるものであったと判断できる。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことか

ら、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は75万円、申立期間②は81万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日  
② 平成15年12月26日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の平成15年の所得額及び社会保険料控除額は、申立人の同年におけるオンライン記録により算出した所得額及び社会保険料控除額よりも高額であることが、B税務署が提出した申立人に係る平成15年分給与所得の源泉徴収票から確認できる。

また、A社の当時の事業主は、申立人に対し、申立期間①においては標準賞与額75万円に、申立期間②においては標準賞与額81万2,000円に見合う額の賞与を支払い、厚生年金保険料を当該賞与から控除した旨を回答している。

さらに、当時の事業主が提出した資料には、申立人を含む複数の同僚の申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額を見ると、当該同僚が所持する賞与明細書と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は75万円、申立期間②は81万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与は、C金融機関が提出した申立人に係る「取引明細表」から、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、厚生年金保険料等を控除後の金額が振り込まれていることが確認でき、この点について、当時の事業主が15年の冬季賞与の支給日は同年12月26日であると回答していることから、申立期間②に係る賞与は同日に支給されるものであったと判断できる。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は26万円、申立期間②は27万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 10 日  
② 平成 15 年 12 月 26 日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いが、賞与明細書により申立期間に賞与が支給されたことが確認できるので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成15年夏季賞与明細書及び同年冬季賞与明細書並びにA社の当時の事業主の供述から、申立人は、申立期間①においては標準賞与額26万円、申立期間②においては標準賞与額27万1,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与は、B金融機関が提出した申立人に係る「預金取引明細照会」から、A社が破産宣告を受けた後の平成17年10月20日に、厚生年金保険料等を控除後の金額が振り込まれていることが確認でき、この点について、当時の事業主が15年の冬季賞与の支給日は同年12月26日であると回答していることから、申立期間②に係る賞与は同日に支給されるものであったと判断できる。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことか

ら、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は26万円、申立期間②は70万円、申立期間③は78万円、申立期間④は48万8,000円、申立期間⑤は26万4,000円、申立期間⑥は58万6,000円、申立期間⑦は48万9,000円、申立期間⑧は50万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日  
② 平成17年12月22日  
③ 平成18年8月3日  
④ 平成18年10月13日  
⑤ 平成19年4月3日  
⑥ 平成19年8月13日  
⑦ 平成19年10月15日  
⑧ 平成19年12月14日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間に係る賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B金融機関が提出した申立人に係る「預金取引明細照会」により、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給されていたことが認められる。

また、A社が提出した月別給料一覧表、賞与一覧表及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳には、申立人が申立期間①、②及び⑤から⑧までに係る厚生年金

保険料を賞与から控除されていた旨が記載されている。

さらに、申立期間③及び④については、A社から申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の提出は無いが、同僚に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、前述の預金取引明細照会等から推認できる賞与額及び保険料控除額により、申立期間①は26万円、申立期間②は70万円、申立期間③は78万円、申立期間④は48万8,000円、申立期間⑤は26万4,000円、申立期間⑥は58万6,000円、申立期間⑦は48万9,000円、申立期間⑧は50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社のB事業部に勤務していたが、同事業部が昭和58年4月にC社となったため、勤務地や勤務内容は変わらないまま同社に移籍した。

A社とC社は関連会社であり、私は申立期間においても継続して勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人と同様に昭和58年4月に同社B事業部からC社に移籍したとする複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において、A社及びC社に勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、A社B事業部からC社に移籍したが、全員が勤務地及び業務内容に変更は無く、継続して勤務していた旨述べている。

さらに、A社は、「本来、昭和58年4月1日とすべき申立人の当社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って同年3月31日として社会保険事務所（当時）に届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和58年2月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は前述のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 九州（佐賀）厚生年金 事案 5201

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社のB事業部に勤務していたが、同事業部が昭和58年4月にC社となったため、勤務地や勤務内容は変わらないまま同社に移籍した。

A社とC社は関連会社であり、私は申立期間においても継続して勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人と同様に昭和58年4月に同社B事業部からC社に移籍したとする複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において、A社及びC社に勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、A社B事業部からC社に移籍したが、全員が勤務地及び業務内容に変更は無く、継続して勤務していた旨述べている。

さらに、A社は、「本来、昭和58年4月1日とすべき申立人の当社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って同年3月31日として社会保険事務所（当時）に届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和58年2月の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は前述のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 九州（佐賀）厚生年金 事案 5202

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社のB事業部に勤務していたが、同事業部が昭和58年4月にC社となったため、勤務地や勤務内容は変わらないまま同社に移籍した。

A社とC社は関連会社であり、私は申立期間においても継続して勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人と同様に昭和58年4月に同社B事業部からC社に移籍したとする複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において、A社及びC社に勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、A社B事業部からC社に移籍したが、全員が勤務地及び業務内容に変更は無く、継続して勤務していた旨述べている。

さらに、A社は、「本来、昭和58年4月1日とすべき申立人の当社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って同年3月31日として社会保険事務所（当時）に届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和58年2月の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は前述のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から47年10月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から47年10月まで

私は、昭和46年5月にA県に在った会社を退職後、B県C町（現在は、D市）に帰郷し、すぐに国民年金に加入するため、私の母と一緒に同町役場に出向いたところ、付加年金制度への加入を勧められたので、その場で加入手続きを行い、付加保険料も合わせて国民年金保険料を納付したと記憶している。

平成26年初めに、昭和48年4月から49年3月までの付加保険料の納付記録が漏れているとのお知らせが年金事務所から届いたので、年金記録の訂正を申請したところ認められた。

私は、国民年金に加入した当初から付加年金制度に加入したと記憶しており、申立期間についても記録訂正された期間と同様に、付加保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した国民年金手帳において、申立人が付加年金制度への加入手続きを行った日を示す「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄には「昭和47年11月1日」と記入されている。

また、申立人のD市に係る国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、昭和47年11月に付加年金制度への加入手続きが行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の一部に該当する昭和47年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料領収書を提出しているが、当該期間は全て定額保険料のみ納付されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに、当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月1日から28年4月1日まで  
② 昭和30年2月1日から32年1月1日まで

私は、昭和27年10月から31年12月まで、A社（以下「申立事業所」という。現在は、B社）に勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録が28年4月1日から30年2月1日までの期間のみであることに納得できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、i) 申立人の妻が提出した申立人が記載していたとするメモ、ii) 申立人の妻が申立人と一緒に勤務していたとして氏名を挙げた同僚8人は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により当該期間に被保険者であったことが確認でき、そのうち連絡が取れた複数の同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、申立人に係る人事記録等の資料は保管していないため、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明であると回答している。

また、前述の複数の同僚に照会したが、申立人が申立事業所に勤務していたことを記憶しているものの、当該期間において厚生年金保険料を給与

から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、申立人の妻が、申立人と一緒に申立事業所に入社したとする同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、被保険者名簿に昭和 28 年 4 月 1 日と記載されており、申立人の同被保険者資格の取得日と同日であることが確認できる。

- 2 申立期間②のうち昭和 30 年 2 月 1 日から 31 年 9 月頃までの期間については、申立期間①と同様のことから期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、前述のとおり申立人に係る人事記録等の資料は保管しておらず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明であると回答している上、前述の複数の同僚に聴取したものの、申立人が当該期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

また、申立期間②のうち昭和 31 年 9 月頃から 32 年 1 月 1 日までの期間については、前述の複数の同僚のうち一人が、申立事業所において申立人が従事していたC業務の後任者として氏名を挙げ、かつ、被保険者名簿により申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が 31 年 11 月 1 日と確認できる同僚は、「私は、昭和 31 年 9 月頃に申立事業所に入社したが、その時点では、C業務に就いていた者は私一人であり、申立人のことは知らない。」と供述している。

このことから、申立人が申立事業所に勤務していたことを推認することができない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 九州（福岡）厚生年金 事案 5204

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月

A社に勤務していた期間の標準賞与額の記録が、漏れている可能性がある  
と年金事務所から連絡を受け、私の記録を確認したところ、申立期間に  
おける標準賞与額の記録が無いことが分かった。

申立期間において、A社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金  
保険料を控除されていたと思うので、標準賞与額の記録として認めてほし  
い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB金融機関の通帳の写しにより、A社から平成18年8月  
31日に8万5,930円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、A社は、申立人に対し申立期間に係る賞与は支給しておら  
ず、8万5,930円については、出張費の立替金として支給したものであると  
回答しており、平成18年8月には前述の口座への同社からの振込みは、当該  
金額及び同月の給与を除き確認できない上、同社が提出した申立人に係る賃  
金台帳には、当該期間に係る賞与が支給された旨の記載が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与  
から控除されていたことを確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情  
は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、  
申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険  
料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 31 日まで

申立期間①について、私は昭和 31 年 4 月 1 日に A 社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 32 年 7 月 1 日と記録されている。

また、申立期間②については、B 社に勤務したが厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社は既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、申立人の当該期間に係る勤務実態について具体的な供述を得ることができない。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び前述の被保険者名簿には、A 社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 32 年 7 月 1 日と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

2 申立期間②について、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の回

答から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたこと  
はうかがえる。

しかしながら、B社は既に解散しており、当時の事業主は死亡している  
ため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確  
認することができない。

また、申立人が申立期間②における同僚として氏名を挙げた同僚13人の  
うち、前述の被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が確認できない  
者が3人いることから、B社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に  
加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は  
確認できず、昭和32年12月から35年4月までの期間に被保険者資格を取  
得した者はいない上、健康保険の整理番号に欠番が無い。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ  
れていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の  
申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び  
周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、  
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事  
業主により給与から控除されていたと認めることはできない。